

村上市と大塚製菓株式会社との包括連携に関する協定書

村上市（以下「甲」という。）と大塚製菓株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、もって地域社会の活性化及び市民の安全・安心な暮らしの確保に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）健康維持、増進に関すること。
- （2）地元企業における健康経営に関すること。
- （3）スポーツの振興に関すること。
- （4）食育に関すること。
- （5）防災に関すること。
- （6）その他、甲乙が同意した第1条に規定する目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。
また、連携事業を具体的に実施するにあたっては、甲乙協議の上その内容を別途定めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うことができるものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定の履行に際し知り得た秘密情報について、事前に相手方から書面による同意を得ずに第三者に開示若しくは漏洩又は本協定の履行以外の目的に利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する義務を負う。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による申し出がないときは、その有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は、その都度誠意を持って協議し、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和 3 年 12 月 20 日

甲 新潟県村上市三之町1番1号

村上市長 高橋 邦芳

乙 埼玉県上尾市瓦葺929番地1

大塚製菓株式会社

ニュートラシューティカルズ事業部

大宮支店支店長 平内 秀司